

# 四国厚生支局長及び高松市長に対する届出

R7年1月現在

## 施設基準の届出

### 1) 基本診療料

- ・急性期一般入院料 4
- ・療養病棟入院料 1
- ・療養病棟療養環境加算 2
- ・後発医薬品使用体制加算 1
- ・感染対策向上加算 2 連携強化加算あり
- ・患者サポート体制充実加算
- ・診療録管理体制加算 3
- ・データ提出加算 1 及び 3
- ・認知症ケア加算 3
- ・せん妄ハイリスク患者ケア加算
- ・救急医療管理加算
- ・入退院支援加算 2
- ・医療 DX 推進体制整備加算

### 2) 特掲診療料

- ・検体検査管理加算 (I)
  - ・検体検査管理加算 (II)
  - ・運動器リハビリテーション料 (I)
  - ・呼吸器リハビリテーション料 (I)
  - ・脳血管疾患等リハビリテーション料 (II)
  - ・薬剤管理指導料
  - ・麻酔管理料 (I)
  - ・がん治療連携指導料
  - ・がん性疼痛緩和指導管理料
  - ・CT 撮影 (16 列マルチスライス CT)
  - ・人工肛門造設術前処置加算
  - ・医科点数表第 2 章第 10 部手術の通則第 16 に掲げる手術  
胃瘻造設術 (経皮的内視鏡下胃瘻造設術)
  - ・在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料
  - ・保険医療機関間の連携による病理診断
  - ・外来・在宅ベースアップ評価料 (I)
  - ・入院ベースアップ評価料
- 初期加算有・急性期リハビリテーション加算有

### 3) 入院時食事療養及び入院時生活療養の届出

- ・入院時食事療養 (I)・入院時生活療養 (I) : 管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時 (夕食については午後 6 時以降)、適温で提供しています。